

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和28年12月1日から29年4月1日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和29年12月1日から30年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を29年12月1日、資格喪失日を30年4月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、昭和31年11月19日から32年2月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を31年11月19日、資格喪失日を32年2月24日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から28年5月1日まで
② 昭和28年11月1日から29年5月1日まで
③ 昭和29年11月1日から30年5月1日まで
④ 昭和31年11月1日から32年5月1日まで

D町の役場の紹介でE県F市にあったA社B工場及び同社C工場へ出稼ぎに行き、季節工員として染色整理の仕事をした。途中からは同社B工場の近隣にあったG社でも勤務した。

申立期間①は、最初の出稼ぎでH中学を卒業した年の昭和27年11月から

翌年の5月までA社B工場で勤務した。

また、私は、申立期間②及び③においても、A社B工場で勤務し、申立期間④は、同社同工場又は同社C工場のどちらかで勤務した。

A社の給与明細書で厚生年金保険料控除の記載がされていたことを覚えているので、申立期間において、保険料は控除されていた。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和28年12月1日から29年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びA社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一字違いで、生年月日が1か月違う被保険者の28年12月1日に資格を取得し、29年4月1日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿により、当該期間において厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚は、「私にとって初めての出稼ぎであった。申立人とはA社B工場と一緒に勤務した。」旨供述していることから、申立人は、当該期間においてA社B工場に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者台帳記号番号払出票及び被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び29年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和28年11月1日から同年12月1日までの期間及び29年4月1日から同年5月1日までの期間については、当該期間にA社B工場に係る被保険者記録があるD町出身の同僚は、「申立人のことを知っているが、勤務期間は覚えていない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、事業主は、「当時の資料は廃棄したので残っていない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③のうち、昭和29年12月1日から30年4月1日までの期間について、当該期間にA社B工場に係る被保険者記録があるD町から出稼ぎに行った複数の同僚の供述から、申立人が同社同工場において勤務していたことが推認できる。

また、同僚の一人は、「申立人は、私とほぼ同時期にA社B工場に出稼ぎ

に来た。申立人とは昭和 30 年 3 月末まで一緒に勤務した。」旨供述しているところ、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の記録は、昭和 29 年 12 月 1 日に資格取得し、30 年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、D町出身である同僚 15 人は、当該期間とほぼ同期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間③のうち、昭和 29 年 12 月 1 日から 30 年 4 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務したD町出身の同僚の上記被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成 22 年に繊維事業から撤退した際に、事業に必要な書類は保管しているが、それ以外の資料は廃棄したので残っていないため、不明である。」旨回答しているが、上記の被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 12 月から 30 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和 29 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、上記の申立人とほぼ同時期に出稼ぎしたと供述している同僚にも 29 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間における A社B工場の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、事業主は、「当時の資料は廃棄したので残っていない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④のうち、昭和 31 年 11 月 19 日から 32 年 2 月 24 日までの期間について、当該期間にA社C工場に係る被保険者記録があるD町から出稼ぎ

に行った複数の同僚の供述及び申立人に係る改製原戸籍附票から、申立人が同社同工場において勤務していたことが推認できる。

また、同僚の一人は、「私は、昭和31年11月にA社C工場に赴任した。申立人とは2日から3日違いであった。」旨供述しているところ、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の記録は、昭和31年11月19日に資格取得していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、D町出身である同僚9人は、当該期間とほぼ同期間にA社C工場において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間④のうち、昭和31年11月19日から32年2月24日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務したD町出身の同僚の上記被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成22年に繊維事業から撤退した際に、事業に必要な書類は保管しているが、それ以外の資料は廃棄したので残っていない。」旨回答しているが、上記被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年11月から32年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和31年11月1日から同年11月19日までの期間及び32年2月24日から同年5月1日までの期間について、上記の申立人とほぼ同時期に出稼ぎしたと供述している同僚にも31年11月1日から同年11月19日までの期間におけるA社C工場の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、事業主は、「当時の資料は廃棄したので残っていない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間①について、当該期間にA社B工場に係る被保険者記録があるD町から出稼ぎに行ったとする複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社同工場において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、上記の複数の同僚は、当該期間において厚生年金保険被保険者となった記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿によると、健康保険の整理番号は連番となっており、欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、事業主は、「当時の資料は廃棄したので残っていない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月29日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から61年4月1日まで

結婚に伴い、B市に転入して、昭和60年4月1日からA社に勤務したにもかかわらず、同社の資格取得日は、61年4月1日となっている。申立期間も同社で勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和60年4月1日付けの辞令及び同年4月23日付けの集合写真並びにA社に保管されている職員原簿、人事記録簿から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和60年*月*日に長男を出産して、8週間の産後休暇の取得後は、出勤シフルで勤務していた。」旨供述している。

さらに、申立期間前後にA社に入社した同僚の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、ほぼ全員一致しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和61年1月29日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月29日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明であると回答しており、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月1日から61年1月29日までの期間について、A社の現在の社長は、「当時の社長は亡くなり、申立人の保険料控除の状況が分かる当時の資料は見当たらない。」旨回答している。

また、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない上、当時の同僚は、「申立人は、中途採用で、出産を控えての採用であったことから、様子を見るため、当初見習期間として取り扱ったと思う。」旨供述していることから、申立人においては、A社における勤務開始と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月7日から53年1月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年1月7日に、資格喪失日に係る記録を53年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、52年1月から同年7月までは8万円、同年8月から同年12月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月10日から53年1月20日まで

昭和51年11月に友人の紹介でA社に入社した。同時期に勤務した妻と友人には厚生年金保険の加入記録があるが、私だけ加入していないことは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年1月7日から53年1月20日までの期間について、51年11月10日以前にA社に入社したとする3名の同僚及び同社の事業主の供述等により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、申立人は、営業として自分たちと同じ仕事に従事していた旨の供述をしているところ、オンライン記録によると、当該同僚のうち、昭和51年に入社した2名は、52年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び上記の同僚は、申立期間当時の従業員数について10名程度であった旨の供述をしているところ、申立人が記憶している申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚8名には、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月7日から53年1月20日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の同僚の社会保険事務所(当

時)の記録から、昭和52年1月から同年7月までは8万円、同年8月から同年12月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、申立期間の保険料を控除し、納付したと回答しているが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年1月7日から53年1月20日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年11月10日から52年1月7日までの期間について、上記の同僚及びA社の事業主の供述等により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和51年11月にA社に入社した同僚は、入社後3か月程度経過した後に厚生年金保険に加入した旨の供述をしているところ、同年9月に入社し、申立人を同社に紹介したとする同僚とともに52年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時、同社においては、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社には、当時の人事関係の資料が保存されておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 6 日まで

私は、A社B支店において空調設備員として勤務していたが、平成8年3月6日に職場で上司から突然退職を強要された。私には理由が分からず納得できなかったが、同年4月5日まで有給休暇を使い、同日付けで退職した。会社からは同年3月8日に呼び出され、当時の担当者に言われるままに「退職願い」を書かされたが、「退職願い」に記載した退職日が同年3月30日になってしまった。その数日後、社会保険事務所（当時）へ行ったときに資格喪失日が同年3月31日になっていることを指摘されたため、会社に連絡をしたが全く取り合ってもらえなかった。私が間違えて退職日を書いたことを指摘しなかったのは、会社の故意としか思えない。私が同年4月5日まで出勤簿に押印をしたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月5日まで有給休暇を使用し、出勤簿に押印したと主張しているが、A社B支店から提出された出勤簿には同年3月30日付け退職となっており、申立人の申立期間における在籍を確認することができない。

また、A社B支店から提出された「退職願い」の退職日は平成8年3月30日となっている上、健康保険喪失連絡票の退職日は同年3月30日となっているほか、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）の離職年月日も同年3月30日となっている。

さらに、A社B支店は、保険料の控除方法は翌月控除と回答しているところ、同社から提出された平成8年3月分の給与明細書からは、同年2月の保険料の控除しか認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までの標準報酬月額が 7 万 2,000 円となっているが、A 社の「退職者の厚生年金保険加入履歴」では 7 万 6,000 円となっているので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保存している申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は 7 万 2,000 円となっており、オンライン記録と一致している。

また、A 社は、社会保険事務所（当時）に届出していた報酬月額を厚生年金保険被保険者台帳で管理している旨回答している。

さらに、A 社は、同社が発行した「退職者の厚生年金保険加入履歴」は、上記の被保険者台帳を基に、機械入力して作成することから、申立人が所持している「退職者の厚生年金保険加入履歴」において、申立期間の標準報酬月額が 7 万 6,000 円となっているのは、誤って入力されたものであると認めている。

加えて、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 12 日から 52 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで
⑦ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 2 月 21 日まで
⑧ 平成 2 年 2 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
⑨ 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
⑩ 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間①から⑦までについて、A社B事業部で正社員として消防設備点検に係る営業に従事していた。当該期間の標準報酬月額は、申立期間①は19万円、申立期間②は24万円、申立期間③から⑦までは36万円であったと思う。また、申立期間⑧について、同社同事業部から同社C支社へ異動になったが、標準報酬月額は、今回の申立ての申立期間③以降の標準報酬月額と同額の36万円だったと思う。

申立期間⑨及び⑩について、D社において正社員として製造業務に従事していた。当該期間の標準報酬月額が直前の期間の標準報酬月額と比較して下がっているが、当時、給与は減っていないと思うので、当該期間の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。

申立期間①から⑩までについて、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人は、A社B事業部における標準報酬月額が、自身が記憶する標準報酬月額よりも低額となっており、また、申立期間⑧について、申立人は、同社C支社における標準報酬月額は、転勤前の同社B事業部の標準報酬月額と同額の32万円となっているが、当該期間は、36万

円であったと主張している。

しかしながら、A社B事業部において勤務していた複数の同僚の標準報酬月額、申立人と同額又はほぼ同額で変動していることが確認できることから、当該期間において、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっていたという事情は見当たらない。

また、A社B事業部において勤務していた複数の同僚の転勤直後の標準報酬月額は、転勤前の標準報酬月額と比較して、同額又は減額となっていることが確認できる。

さらに、E企業年金基金は、「申立人の加入期間、標準報酬月額等は年金事務所の内容と同一である。」と回答しており、A社B事業部に申立人と同時期に勤務していた同僚は、「私のねんきん定期便の標準報酬月額とほぼ同額であったと思う。」と回答している。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

申立期間⑨及び⑩について、申立人は、D社における標準報酬月額は、申立期間⑨は44万円、申立期間⑩は41万円であったと主張している。

しかしながら、D社が保管している申立人に係る平成9年度、10年度、15年度及び16年度分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、D社に係るオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 25 日まで
病弱であったためA社を退社したが、その際、脱退手当金についての説明を受けたことも脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年9月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 16 日から 10 年 1 月 16 日まで
私と夫が所持する A 市の国民健康保険の加入日は平成 10 年 1 月 16 日であることから、それまでは、夫を被扶養者とする健康保険被保険者証を持っていた。したがって、B 社に同年 1 月 15 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 1 月 16 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、健康保険被保険者証を所持し、B 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が平成 8 年 1 月 16 日と記載されていることが確認できる上、同社の事業主は、退職した申立人へは申立期間における給料の支払は無く、当然、保険料も控除していない旨回答している。

また、申立人の雇用保険失業給付受給記録によると、申立人は、平成 8 年 1 月 19 日に求職の申込みを行い、同年 1 月 26 日から同年 11 月 20 日までの 300 日間において失業給付を受給していたことが確認できる。

さらに、C 健康保険協会 D 支部は、申立人は、平成 8 年 1 月 16 日から 10 年 1 月 16 日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であり、配偶者（夫）を被扶養者としていた旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月まで

私は、代表取締役として、A社（その後、B社）を経営していた。厚生年金加入記録のお知らせを見たところ、昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月までの標準報酬月額が 41 万円になっているが、当時の給料は 56 万円程度だったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険標準報酬月額の最高額である 47 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等の資料は保管していないが、申立期間は、56 万円程度の給与を受け取っていたと申し立てている。

しかしながら、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月 1 日の定時決定で、56 万円（厚生年金保険上限額は 41 万円）から 41 万円（厚生年金保険上限額は 47 万円）に下がり、その後の 61 年 3 月 1 日の随時改定で、56 万円（厚生年金保険上限額は 47 万円）に上がっていることが確認できる。同社における取締役の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該取締役の標準報酬月額も、60 年 10 月 1 日の定時決定で下がり、その後の 61 年 3 月 1 日の随時改定で上がっていることが確認できる。

また、A社の経理事務担当者は、「当時、申立人の標準報酬月額の減額について、何があったかは分からないが、社会保険事務所（当時）への届出は資料に基づいて提出していたので間違いは無かったと思う。」と供述している。

さらに、上記の申立人及び取締役の原票において、申立期間とその前後の定時決定及び随時改定に係る標準報酬月額について、遡って標準報酬月額の訂正を行った形跡は無く、それらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて、A社は、既に廃業している上、同社の賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除さ

れていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便では、A 社（後に、B 社に組織変更）の資格喪失日が、平成 10 年 5 月 26 日となっているが、私は、同年 5 月 31 日に同社を退職した。資格喪失日を同年 6 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、元事業主は、A 社の給与は毎月 25 日締め末日払いで、保険料は翌月控除だったとしているところ、申立人から提出された平成 10 年 5 月 31 日が支給日である同年 5 月分の給与明細書では、オンライン記録に見合う保険料が控除されていることが確認できるのみで、申立期間における保険料の控除は確認できない。

また、申立人は、平成 10 年 6 月分（平成 10 年 5 月 26 日から同年 5 月 31 日までの期間）の給与明細書は、A 社からはもらっていない旨供述している。

さらに、申立人は、平成 10 年 5 月 26 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関連資料は保管されておらず、元事業主は、申立人の申立期間における詳細は不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 21 日から 43 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

申立期間①においてA社に勤務した後、申立期間②においてB社に勤務した。両事業所とも正社員で営業として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に照会したところ、「保存してある資料を調べたが、昭和 42 年当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及び履歴書のファイルに申立人の名前は見当たらない。」旨回答している。

また、当該期間に厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間の健康保険整理番号は連番となっており欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、当該期間にB社において厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚は、当時のB社の従業員数を 30 人から 35 人としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間における被保険者数は約 25 人であることから、同社では全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

また、B社は既に廃業しており、当時の事業主からも証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認することができない。

さらに、上記の被保険者原票によると、当該期間の健康保険整理番号は連番となっており欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から29年8月30日まで

A社（現在は、B社）に勤務していたが、結婚のため昭和29年8月に退職した。退職した際、同社から退職金等は何も受領していない。同社を退職後に脱退手当金を支給したと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給された記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 62 年 4 月 1 日から勤務し、平成 3 年 2 月 28 日付けで退職したが、厚生年金保険の資格喪失日も同日となっている。事業所側の手続ミスと思われるので、資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正し、1 か月分を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人がA社を退職する際、同社宛てに提出した退社願には、退社年月日欄に「' 91 年 2 月 28 日」と記入され、退社願の欄外には、「(注) 退社日付は在籍しないこととなります。」と記載されており、このことについて、B社に照会したところ、同社は、退社予定者に対し、退社日は在籍扱いとしないことを説明していると回答している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、A社の離職日は、平成 3 年 2 月 27 日である上、同社が当時加入していたC健康保険組合（現在は、D健康保険組合）における申立人の資格喪失日は、同年 2 月 28 日と記録され、厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、B社は、申立期間当時の給与関係の書類を保管しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。